

平成31年度第1回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成31年4月12日（金）
午前9時30分～10時45分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 諮問事項について

プレミアム付商品券事業実施に伴うプレミアム付商品券管理システムの構築について
【総務部総務課、地域創造部箕面営業室】

【概要】

平成31年（令和元年）10月から消費税が10%に引き上げられることに伴い、所得の低い方々と子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響の緩和と、地域における消費の喚起を目的としてプレミアム付商品券事業を実施することから、プレミアム付商品券申請等の管理を効率的に実施するためにシステムを構築する。このシステム構築に関して、箕面市個人情報保護条例第11条に基づき、「情報システムを利用し、保有個人情報を処理しようとするとき」に該当するため、諮問するものである。

【質疑応答】

- 委：商品券を販売する対象者について、生活保護被保護者を除くのはどのような趣旨か。
- 市：生活保護制度は最低生活費を計算した上で保護を実施するため、商品券の購入対象とならない。
- 委：DV被害者（本市に住民登録がない方）について、本事業の告知や情報提供はどのような方法でなされるのか。
- 市：広報紙への掲載や、各窓口にてリーフレット設置をする予定である（平成26年に運用実施された臨時福祉給金交付事業と同様）。各関係課室への本事業の周知とともに日々のケースワークの中で対象者へ紹介する予定である。
- 委：（DV避難者について）箕面市としては対象者がどのくらいいるか、把握はしているのか。
- 市：全ての方を把握できているわけではない。今回の事業はお申し出いただい

た方が対象者となる。

委：引換期間と商品券使用期間の相違（1ヶ月のタイムラグ）についてどのように告知するのか。

市：商品券の発送時に説明をし、広報紙等でも紹介する予定である。

委：専用事務所は開設するのか。

市：個人情報を取り扱うため、庁内の一室を専用事務所として使用する予定である。

委：システムに接触できるのは何名か。

市：平成26年に運用実施された臨時福祉給金交付事業と同様、10名程を考えている。（職員3名、事務補助委託7名）

事務所の施錠や個人情報が記載された書類の管理等、個人情報の取り扱いを遵守する委託先を選定し、研修等も行う予定である。

委：商品券の引換時及び利用時の本人確認はどのように実施するのか。

市：国の方針によると、商品券の販売所は市等の管理下で行うよう指示があった。商品券の引換時については本人確認（出来るだけ簡易な形で）が必要とされている。利用時については各小売店での対応となるため、そこまでは求められていない。

委：商品券の1枚の金額はいくらか。

市：500円×10枚を1シート（販売額：4,000円）とし、上限は5シート（25,000円分）である。

委：商品券を利用できるのは箕面市のみか。

市：箕面市が発行した商品券を箕面市内で利用可能である。また、転入者等は他市で受け取った引換券のうち、残存分を箕面市の引換券に交換できる。

委：本事業をビジネスチャンスと考えている団体もあるため、情報管理委託を委託してしまうと、個人情報が漏洩してしまう可能性があるのではないか。

委：利用店舗の選定について、本事業は地域振興の意図もあると考えられるため、利便性の高い中心市街地だけに限定するのではなく、市内全域の幅広い地域で展開することが理想的である。しかし、人口の少ない地域では、住民同士で顔が見えやすい。特に、DV被害者の利用場所が特定されるなど、個人情報が漏洩しないよう考慮していただきたい。

市：国の方針において、店舗の選定については公募の方法をとる予定である。個人情報の取り扱いに関しても十分に注意する。

委：販売所の本人確認は、目視での実施か。

市：本人確認書類のコピーはとらず、目視での簡易な形で検討中である。

委：対象者について、プレミアム付商品券管理システムへ一旦住基情報を全部移した上で、対象者の抽出を行うのか。

- 市：既存の住民情報システム内で抽出を行った上で、対象者のみを管理する。
- 委：資料中「独立した閉域ネットワークを用いたセキュアな環境にて運用」とあるが、具体的にはどの情報エリアか（基幹系エリアなのか、LGWAN エリアなのか）。
- 市：基幹系エリア（住基系）にて構築予定である。
- 委：システム構築の委託先について、契約時に十分に仕様・要件を指定し、セキュリティ管理を考慮した上で選定していただきたい。
- 委：個人情報漏洩に関し、特に匿名性の高いSNSで流出しないようにご注意いただきたい。また、本事業対象者は住基情報から抽出することのだが、個人情報の目的外使用にかかる同意等はどのように考えているのか。
- 市：税務担当が発送する書類に本事業の申請書を同封し、その申請書にて個人情報利用についての同意をしていただく。
- 委：引換券の発送方法はどのような方法で行うのか。
- 市：普通郵便で発送する。
- 委：本事業が終了した後はシステム内の情報はいつ消去するのか。
- 市：本市としては事業終了後はシステムデータを保持する必要がないと考えており、出来るだけ早急に削除する予定である。
- 委：販売所も一定の個人情報を取得すると思うが、事業終了後の個人情報の取り扱いについてどのように考えているのか。
- 市：販売所では、引換券に記載の個人情報を、本人確認書類で目視確認する予定のため、基本的には個人情報は保持しない。
- 委：引換券は商品券と交換しないのか。
- 市：1シートごとに最大5回にわたり分割購入ができるため、交換しない。引換券には商品券発行済みと分かるスタンプを押印し、スタンプ押印と同時に商品券をお渡しする。すべての購入が終了した引換券の回収については、検討中である。
- 委：引換券及び商品券の偽造の可能性はどうか。
- 市：引換券及び商品券については、偽造防止措置をとるよう国からも指示がある。具体的手法は現在検討中である。
- 委：商品券に交換した後は誰でも利用できるのか。
- 市：商品券自体に利用者の情報は記載されないため、家族内で他の方が利用されることも考えられるが、基本的には発行した方に利用いただくということをお伝えする。
- 委：金券ショップに転売される可能性があるのではないか。
- 市：その危険性から、換金性の高いもの（たばこ・プリペイドカード等）は商品の対象外とする通達がでている。

委：商品券購入までが市の管理ということか。また、利用店舗は受け取った商品券を市役所に持参し、現金と換えるというフローか。

市：そのとおりである。

委：販売所は誰にいくら商品券を販売したかは把握できないのか。

市：販売時に本人確認を行うが、どの方に販売したかの管理は引換券を対象の方がお持ちになるので、把握できない。いくら販売したかについては、現金と残っている商品券を照らし合わせて確認する。

委：子育て世帯（0～2歳児）について、9月30日生まれでも出生届が9月30日を過ぎてしまった場合は対象外となるのか。

市：出生届の提出期限は2週間あるため、タイムラグが発生する可能性はある。国からの具体的な指針はでていないが、本市としては対象になると考えている。その場合は、10月1日以降に引換券を配布することになると思う。

<担当課室退出後>

委：事業終了後のシステムについて、一定期間保有した上で削除することはないのか。また、国側としては制度の効果測定のため一定期間のデータ保有を希望する可能性はある。

事：補助金の関係で、システム本体の削除はできない可能性もあるため、システム削除のタイミング及び手順は一度事務局で持ち帰り、平成26年に実施した臨時福祉給付金の事例などを確認させていただく。

【答申】

本件は「適切である」と答申する。

日程第2 その他について

学校徴収金システム(平成30年度第2回個人情報保護制度運営審議会議案諮問事項)について

【総務部総務課】

【報告】

別館3階に学校事務センターを開設し、平成31年4月からシステム運用を開始している。市職員が直接取り扱う個人情報については、インターネットと接続しない専用端末及び専用回線にて処理しており、安全な環境にて運用がスタートした。